

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年11月1日

| | |
|---------|------|
| 千葉県監査委員 | 穴倉輝雄 |
| 同 | 宮原清貴 |
| 同 | 米持克彦 |
| 同 | 白鳥誠 |

5千総総第799号

令和5年10月18日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 米持克彦
同 白鳥誠

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年度監査報告第10号、令和2年度監査報告第8号及び第10号、令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田
電話 4013

| 監査の結果（指摘事項） | 講じた措置 |
|---|--|
| <p>2（3）教職員の研修に係る経費を明確化し、適切に公費負担すべきもの（教育委員会）</p> <p>教育委員会では、小・中・特別支援学校の教職員が各種研修に参加する際の旅費（交通費、宿泊費、日当等）を、研修事業費ではなく、各学校に配付した学校管理費から支出している。また、研修参加に係る負担金は、一部を除いて予算化されていない。</p> <p>このことから、次のような問題が生じている。</p> <p>① 外部の団体が主催する視察研修に係る旅費を各学校に配付した学校管理費から支出しているが、研修内容の確認が十分ではないと思われる事例があった。</p> <p>② 教育センターが主催し、少年自然の家等で実施する現地研修等について、バス借上料等の使用料は教育センターの研修事業費で支出し、旅費は各学校に配付した学校管理費で支出していることから、当該研修に係る経費の総額が明確とはいえない事例があった。</p> <p>③ 公費負担すべき研修が明確にされていないため、旅費のみ公費負担し、参加負担金は教職員の自費により対応している事例が散見された。</p> <p>教職員の研修は、資質能力向上のため不可欠なものであり、限られた財源で、より効果的に実施し、充実を図る必要がある。</p> <p>教育委員会事務局においては、教職員の研修に係る経費を明確化するとともに、公費負担が妥当なものかどうかを精査し、適切な公費負担を行われない。</p> | <p>小・中・特別支援学校の教職員が公費負担により参加する研修については、令和2年7月17日付けで、教育総務部長から各学校長に対して通知し、明確化した。</p> <p>また、研修参加に係る経費については、旅費は令和3年度から、負担金は令和4年度から教育センターが研修事業費として予算化した。</p> <p>なお、外部の団体が主催する視察研修については、令和4年度から教育指導課長が研修内容の確認を行っている。</p> |

3 (1) 小・中・特別支援学校における学校徴収金の支出を適正に行うべきもの（教育委員会）

小・中・特別支援学校における学校徴収金については、千葉市立小学校・中学校及び特別支援学校における学校徴収金の管理及び事務取扱に関する要綱（以下「学校徴収金要綱」という。）及び「学校徴収金の管理及び事務取扱に関する要綱」マニュアル（以下、「学校徴収金マニュアル」という。）において、以下のとおり定めている。

- ① 学校徴収金とは、「公費（市費）外の経費で、学校教育活動上必要な教材等に関して、児童生徒の所有に係るものや教育活動の結果、直接的に児童生徒に還元されるものに係る経費で、学校が、保護者等から徴収する経費」である。
- ② 教材や実習材料等の購入に当たっては、本来公費で執行すべきものを安易に徴収金で執行していないか点検し、公費で執行できるものは公費で執行する。

しかしながら、デジタルカメラやパソコン用品等の学校備品等の購入費や、教職員の出張費用、学校行事に係る会場使用料等、本来公費で支出すべき経費が学校徴収金から支出されている等、不適切と思われる事例が複数の学校で散見された。

学校においては、学校徴収金要綱・マニュアルに基づき、学校徴収金の支出を適正に行われたい。

教育委員会事務局においては、早急に学校における学校徴収金の支出の実態を把握した上で、公費により支出すべき経費と学校徴収金により支出すべき経費を適切に区分し、具体例をもって学校に示されたい。

学校徴収金の適正な支出については、学事課長から各学校長に対して、学校徴収金要綱・マニュアルに基づき、適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、令和4年4月1日から適正な運用を行っている。

また、公費により支出すべき経費と学校徴収金により支出すべき経費の区分については、統一的な基準の整理及び具体的な区分表の作成を行い、令和5年5月31日付けで、総務課長及び学事課長から各学校長に対し通知し、適正な運用に取り組んでいる。

| | |
|--|--|
| <p>(2) 小・中・特別支援学校における学校徴収金事務の検査・確認を適正に行うべきもの(教育委員会:小・中・特別支援学校)</p> <p>学校徴収金要綱によると、会計年度末、保護者等代表が「本監査」を行うこととされている。</p> <p>また、学校徴収金マニュアルによると、校長は、年度末に「学校徴収金事務検査報告書」及び「学校支出(口座)一覧表」を作成し、教育委員会事務局に提出することとされている。</p> <p>しかしながら、①保護者代表による「本監査」の報告に記載された年度末収支、②学校が作成し教育委員会事務局に提出された「学校支出(口座)一覧表」に記載された年度末収支及び残高並びに③預金通帳に記載された年度末残高の金額が整合していない事例が多数見受けられた。この原因として、保護者による「本監査」及び教育委員会事務局への報告書等の提出が会計年度終了前に行われていることや、校内で行う校長・教頭による確認内容が不明確であることが挙げられる。</p> <p>学校においては、学校徴収金要綱・マニュアルに基づき、事務職員、教頭及び校長による検査並びに教育委員会事務局に提出する報告書等の作成及び確認を適切に行われたい。</p> <p>教育委員会事務局においては、学校徴収金の検査及び監査が適切に行われるよう、検査及び監査の実施方法について見直しを行い、必要に応じて学校徴収金要綱・マニュアルの改正を行って学校に周知するとともに、教育委員会事務局に提出された報告書等をもとに確認を行う等、チェック体制の充実を図られたい。</p> | <p>小・中・特別支援学校における学校徴収金事務の検査・確認については、令和4年4月1日付けで学校徴収金要綱・マニュアルを改正し、学事課長から各学校長に対して、改正後の要綱・マニュアルに基づき、検査・確認を適正に行うよう通知を行い、所属職員に対し周知徹底し、以後、適正な運用を行っている。</p> |
| <p>(3) 小・中・特別支援学校における学校徴収金の保護者に対する会計報告を適切に行うべきもの(教育委員会:小・中・特別支援学校)</p> <p>学校徴収金要綱によると、校長は、本監査終了後、保護者等へ会計報告を行う</p> | <p>小・中・特別支援学校における学校徴収金の保護者に対する会計報告については、必要</p> |

| | |
|--|---|
| <p>ものとする」とされている。</p> <p>また、学校徴収金マニュアルによると、会計報告書には収支金額のほか、支出の内容を詳細に記入することとされている。</p> <p>しかしながら、会計報告書を確認したところ、一人当たりの金額を記載するのみで全体の金額を報告していない事例や、支出の明細を明らかにしない事例が散見された。</p> <p>会計報告は、保護者等が、負担した学校徴収金の使途等を確認できる唯一の機会であることから、学校においては必要な情報を提供するよう、適切に会計報告を行われたい。</p> <p>教育委員会事務局においては、学校に対する指導を行われたい。</p> | <p>な情報を記載した書式に統一し、学事課長から各学校長に対して通知を行い、令和4年4月1日から適正な運用を行っている。</p> |
| <p>(4) 高等学校の私費会計にかかる要綱、マニュアル等を整備すべきもの（教育委員会）</p> <p>高等学校においては、保護者等からの副教材費、学年積立金、保護者等団体会費等の公費以外の経費（以下「私費」という。）徴収、支出等の会計事務を処理しているが、今回の監査において、関係書類の調査を行ったところ、以下のような問題点が見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会計事務担当者以外による帳簿と通帳残高の照合等の検査の記録が残っていない。 ② 事務処理の各段階における権限・責任の所在について、規定が設けられていない。 ③ 公費と私費の負担区分にかかる判断が、各校において異なっているものがあつた。 ④ 公費や教職員個人による負担がより適切と思われる経費（団体負担金や教職員の研修に係る経費等）が、保護者等団体会計から支出されている事例が見受けられた。 <p>このことについて、教育委員会事務局</p> | <p>高等学校における私費会計の適正な事務執行を担保するための要綱、マニュアル等の整備については、千葉市立高等学校私費会計取扱要綱及び千葉市立高等学校私費会計取扱マニュアルを令和5年3月31日に制定し、当該要綱・マニュアルに基づき適切に運用している。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>に聞き取りを行ったところ、高等学校における私費会計の事務執行の基準となる要綱、マニュアル等は存在しないとのことであった。</p> <p>教育委員会事務局においては、私費会計の適正な事務執行を担保するため、要綱、マニュアル等を整備されたい。</p> | |
| <p>(5) 高等学校における寄附採納の手続を適正に行うべきもの（教育委員会：高等学校）</p> <p>「学校関係団体が実施する事業に係る兼業兼職等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」（平成24年5月9日付け24文科初第187号文部科学省初等中等教育局長通知）によると、保護者等団体から学校に対して自発的な寄附（金銭・物件）を行うことは禁止されていないが、その受納に当たっては、当該学校の設置者である地方公共団体が定める関係規程等に従い、会計上の適正な手続を経ることとされている。</p> <p>しかしながら、高等学校においては、保護者等団体から支援を受けて整備した備品等があるにもかかわらず、寄附採納及び備品登録の手続が行われていなかった。</p> <p>備品等の寄附を受けるに当たっては、物品会計規則等に基づき適正な手続を行われたい。</p> | <p>保護者等団体から寄附の申し出があった場合については、物品会計規則に基づき、適正に寄附採納及び備品登録の手続を行っている。</p> |

| 監査の結果（指摘事項） | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>(2) 指摘</p> <p>イ 区役所における文書主管課としての業務を適正に行うべきもの（若葉区役所）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>若葉区役所地域振興課においては、完結した文書の引継依頼等、文書主管課として行うべき区内各課への周知や書類の提出依頼の一部が行われていなかった。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>若葉区役所における文書主管課として、区内の各課に対し、千葉市公文書取扱規程に定められた必要な手続を行うよう周知・依頼するなどして、区役所における文書管理が適正に行われるよう必要な措置を講じられたい。</p> | <p>若葉区役所における文書管理については、若葉区役所総務課から各所属長に対し、令和5年5月22日付けで、完結した文書の引継等について周知・依頼した。また、書庫での管理状況を一覧化した台帳を作成するなどして、千葉市公文書取扱規程等に基づく適正な文書管理を行っている。</p> |

報告書番号 4 監査報告第9号

監査の種類 事務事業定期監査（行政監査）

| 監査の結果（指摘事項） | 講じた措置 |
|---|---|
| <p>(2) 指摘等</p> <p>ア 公有財産台帳への記載を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>建設局の公有財産台帳について、自転車駐車場に係る記載内容を調査したところ、登録漏れ、登録誤り（重複登録等）、削除漏れ等が散見された。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>公有財産台帳への記載は、規則等に基づき、適正に行われたい。</p> | <p>公有財産台帳への記載については、令和4年12月13日付けで、建設局長から各所属長に対して適切に事務を執り行うよう通知するとともに、規則等に基づく所定の手続きを行い、令和5年10月3日付けで、公有財産台帳の修正を完了した。</p> |